

4問 指定法人のデータベースを個人が直接利用することはできないのか、また、この点について本法律案ではどのように定められているのか、法務当局に問う。

- 本法律案第10条第1項では、指定法人は、法務省令で定める正当な理由がある場合を除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないこととしており、制度上個人の利用が制限されるものではない。
 - しかし、個人の利用者に特定の民事裁判情報を一件ずつ提供するためには、所要のシステム構築に相応の費用を要し、利用料金の高騰を招くおそれがあることなどから、先ほど答弁したとおり、基本的に、一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定しているものである。
 - 具体的には今後検討することとなるが、指定法人の業務が適正かつ確実に行われるよう、対応が困難な方法による提供を求める申込みについては、情報提供契約の締結を拒絶することができる「正当な理由」として法務省令で規定することを考えている。
- 一般の個人は、高度な検索機能や判例解説等が付加され、閲覧に適する形式に整えられた民間事業者の判例データベースの方がより利便性が高いと思われ、現状と同様に、一次利用者たる民間事業者が整備したデータベース等を通じた二次的な利用をしていただくことを想定している。
- 特定の民事裁判情報を一件だけ取得するというニーズについて

ては、指定法人のデータベースの運用状況やデジタル技術の進展状況に応じて、将来的に検討されるべき課題と考えている。

(参考1) 令和7年4月25日衆・法務委員会における松井政府参考人答弁
本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備、提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものでありまして、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用するということを想定しております。

御指摘のようなニーズは有識者検討会においても指摘されましたが、指定法人に対して特定の類型や一件ずつの民事裁判情報の提供を求めることについては、委員御指摘のとおり、そのための検索機能や決済手段等所要のシステムの整備に相応の費用を要すること、また、一件ずつの提供を求められるのは先例性や社会的関心の高い事案に係るものと想定されますが、こうした事案については既に裁判所ウェブサイトにおいて無償で公開されていることなどを踏まえ、まずは先ほど申し上げた新たなニーズに応えるために本制度を整備することとしたものです。

御指摘のニーズへの対応は、民事裁判情報のより幅広い利用に向けて有用なものとなり得ると思っておりますが、指定法人のデータベースの運用状況やデジタル技術の進展状況に応じて将来的に検討されるべき課題であると考えております。

(参考2) 機械判読に適した形式

CSVやXML等の形式を想定している。CSVとは、Comma Separated Valuesの略称で、値や項目をカンマで区切ったテキストファイル・データのこと。Microsoft Excel等様々なソフトで取り扱うことができる。XMLとは、Extensible Markup Languageの略称であり、「タグ」と呼ばれるマークアップ記号を利用してテキストに情報を付加することができる(例えば、文中に「…〈主文〉1 被告は、原告に対し…。〈/主文〉」などと記号を挿入することで、記号間のテキストが主文であるという情報を付加することができる。)

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。